

沖縄県では、ひとり親家庭の子どもの心身の健全な発達等を支援するため、さまざまな課題を抱えて困窮している母子家庭及び父子家庭に対して、民間アパート等を借上げし、地域の中で自立した生活が送れるように、「沖縄県ひとり親家庭生活支援事業」を実施しています。

支援対象者

※以下の要件をすべて満たす方が対象になります。

県内に住所がある
母子・父子家庭

※事実婚を除く

18歳未満の児童を
養育していること

児童扶養手当を
受給していること

支援期間内に自立
に向けた具体的な
目標・意欲のある方

《優先される方》

- ・ 児童が3人以上いる方、
または1歳未満の乳児がいる方
- ・ 町村在住世帯

※ただし、以下のいずれかに該当する方は支援対象外になります

- ・ 生活保護法の住宅扶助を受けている方
- ・ 公営住宅に入居している方

本事業の支援を希望するひとり親家庭は、背面の
「ゆいはあと各拠点事務所、までお気軽にご相談下さい。

ゆいはあと

…結い(ゆいまーる)の心で

…母と子が

…安心して

…飛び出せる社会へ♡♡♡



申請・お問合せ



住 所 沖縄県与那原町東浜95-7 パティールハウス102

FAX 098-943-7776 E-mail yuiheart@okiboren.jp

TEL.098-943-7775



住 所 沖縄県北谷町字桑江257番地 1F

FAX 098-921-7801 E-mail yui-tyubu@okiboren.jp

TEL.098-921-7800



住 所 沖縄県本部町字伊野波258番地1 ちゅらハウスA棟105

FAX 0980-51-6321 E-mail yui-hokubu@okiboren.jp

TEL.0980-51-6320

相談 日時 月曜日～土曜日 9:00～19:00
(土曜日は17:00まで。年末年始、祝日を除く)

※本事業は沖縄県母子寡婦福祉連合会が受託して実施します。
公益社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会 TEL.098-887-4099
本事業は沖縄振興特別推進交付金を活用しております。

ひとり親家庭の自立と
子どもの健やかな
成長を支援します



公益社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会

支援内容

本事業では、ひとり親家庭等の自立と、子どもの健やかな成長を支援します。ひとり親家庭の個別事情に応じた自立支援計画を作成し、専任のコーディネーターがトータルサポートを行います。

- 住宅支援
- 生活支援
- 子育て支援
- 就労支援 その他

※支援期間は原則1年ですが、沖縄県知事が必要と認めた場合は、延長される場合もあります。

住宅支援とは？

ゆいはあと各拠点事務所の近隣地域において、沖縄県母子寡婦福祉連合会が借り上げたアパート等の支援居室を提供します。その際の敷金・礼金や月々の家賃等の費用負担はありません。

※毎月の生活費（食費・光熱水費・駐車場代など）や、退所時の原状回復に要する費用は自己負担となります。

〈居室イメージ〉



写真は各部屋のイメージです

支援決定までの流れ



※本事業の支援対象母子家庭等は概ね60世帯（南部地域20、中部地域20、北部地域20）を予定しております。支援対象母子家庭等が60世帯を超えた場合は支援が来ないこともありますので、ご了承下さい。

申請方法

ゆいはあと各拠点事務所で相談の上、以下の書類を提出して下さい。

- ☑ ① 支援申込書
- ☑ ② 住民票の写し
- ☑ ③ 戸籍謄本
- ☑ ④ 児童扶養手当証書の写し



※「ゆいはあと各拠点事務所」への申請書類の提出が困難な場合は、沖縄県の福祉事務所を経由することも可能です。

付帯事業

学習支援事業

（小・中学生）

基礎学力の向上を図り、自尊心や生きる力を養うことを目的として実施



技術力向上支援事業

専門的な技術やスキルを身に付け安定した収入や就労等の機会の確保を目的として実施



子育てサポート事業

生活力の向上や就労等への意欲を高めるために子育てや就労等に関する講演会やセミナーを実施。親がセミナー等に参加する際は保育サポートによる子の預かりを行います



親子交流事業

イベント・行事等を通して交流を図ります



子どもの生活習慣等支援事業（小学生）

さまざまな体験を通して基本的な生活習慣の習得や学習習慣の定着を図ります



その他、生活物品貸与事業なども行っています。